

公益社団法人日本動物学会 定款一部改正案 新旧対照表

令和 8 年 9 月 4 日社員総会付議予定

※改正のない条項は省略しています。

条項	現行	改正案	備考
表題下	令和 6 年 9 月 13 日 改正	令和 8 年 9 月 4 日 一部改正	改正日を更新
第 7 条第 2 項	2 前項の会員のうち一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。	2 前項の会員のうち一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員の総数を基礎として、おおむね 30 人につき 1 人の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。	代議員制度の導入
第 7 条第 3 項	(新設)	3 代議員を選出するため、一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。	代議員選挙の根拠
第 7 条第 4 項	(新設)	4 代議員は、一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員の中から選ばれることを要する。一般会員、学生会員、小中高教員会員、高齢会員、永年会員、海外会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。	代議員の被選挙資格
第 7 条第 5 項	(新設)	5 第 3 項の代議員選挙において、同項に定める会員は、等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。	選挙権の平等、理事会による選出禁止
第 7 条第 6 項	(新設)	6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、7 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。	代議員選挙の時期、任期、訴権行使時の地位
第 7 条第 7 項	(新設)	7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。	補欠代議員
第 7 条第 8 項	(新設)	8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。 [1] 当該候補者が補欠の代議員である旨 [2] 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名 [3] 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠	補欠代議員選挙時の決定事項

条項	現行	改正案	備考
		の代議員相互間の優先順位	
第 7 条第 9 項	(新設)	9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。	補欠代議員候補者の効力期間
第 7 条第 10 項	(新設)	10 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。 [1] 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等） [2] 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等） [3] 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等） [4] 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等） [5] 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等） [6] 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等） [7] 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等） [8] 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）	会員の閲覧等の権利
第 7 条第 11 項	(新設)	11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての会員の同意がなければ、免除することができない。	会計監査人非設置法人であることを踏まえた規定整備
第 14 条第 4 号	(4) 社員の除名	(4) 会員の除名	第 11 条との整合
第 16 条第 2 項	2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。	2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。	誤記修正
第 19 条第 2 項第 1 号	(1) 社員の除名	(1) 会員の除名	第 11 条との整合
第 22 条第 2 項	2 理事のうち 1 名を会長とする。	2 理事のうち 1 名を会長、若干名を副会長とする。	副会長の位置づけを明記
第 24 条第 2 項	2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、業務執行理事として理事会において別定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。	2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、業務執行理事として理事会において別定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。副会長は、会長を補佐する。	副会長の職務を明記
第 24 条第 3 項	3 理事長及び理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	法人法上の報告義務対象を明確化
第 36 条第 1 項	第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	認定法施行規則改正に伴う文言整備
第 36 条第 3 項	3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。	3 第 1 項の書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。	同上
第 37 条第 1 項第 4 号・第 5 号	(4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書	(4) 損益計算書（正味財産増減計算書もしくは活動計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書もしくは活動計算書）の	文言整備

条項	現行	改正案	備考
		附属明細書	
第 37 条第 3 項第 4 号	(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類	認定法施行規則改正に伴う文言整備
第 38 条	(公益目的取得財産残額の算定) 第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。	第 38 条 削除	根拠規定削除に伴う削除
第 43 条	第 43 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。	第 43 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。	認定法改正に伴う引用条文番号の修正
第 44 条	第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に掲げる法人に贈与するものとする。	第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。	認定法改正に伴う引用条文番号の修正及び重複表現の修正
第 45 条第 3 項	3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。	3 重要な職員は、理事会の決議により任免する。	重要な使用人の選任・解任に係る理事会決議事項として整理
附則第 4 項	(新設)	4 令和 8 年 9 月 4 日 一部改正	改正日
附則第 5 項	(新設)	5 前項の改正は、令和 10 年 8 月 1 日から施行する。	施行日
附則第 6 項	(新設)	6 改正後第 7 条に規定する最初の代議員選挙は、令和 10 年 7 月に実施する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、理事会の決議により別に実施時期を定めることができる。	初回代議員選挙
附則第 7 項	(新設)	7 前項の代議員選挙の実施に必要な手続は、第 5 項の施行日前に行うことができる。	施行日前の準備手続